東京都千代田区神田錦町三丁目26番地 ソニー銀行株式会社 代表取締役社長 伊藤 裕

中間連結貸借対照表(平成28年9月30日現在)

					(単位:白力円)
	科目		金額	科目	金額
	(資産の部)		(負債の部)	
現	金預け	金	83, 073	預金	1, 986, 610
買	入 金 銭	債 権	720	借 用 金	60, 000
金	銭の信	託	23, 000	外 国 為 替	140
有	価 証	券	588, 973	その他負債	75, 467
貸	出	金	1, 460, 692	賞 与 引 当 金	419
外	国 為	替	5, 458	退職給付に係る負債	1, 142
そ	の他資	産	34, 267	役員 退職 慰労引当金	48
有	形固定	資 産	940	睡眠預金払戻損失引当金	59
無	形固定	資 産	4, 696	負 債 の 部 合 計	2, 123, 888
繰	延税金	資 産	1, 354	(純 資 産 の 部)	
貸	倒 引 当	金	△1, 091	資 本 金	31, 000
				資 本 剰 余 金	21, 000
				利 益 剰 余 金	23, 653
				株 主 資 本 合 計	75, 653
				その他有価証券評価差額金	3, 825
				繰延ヘッジ損益	△2, 497
				退職給付に係る調整累計額	△149
				その他の包括利益累計額合計	1, 178
				非 支 配 株 主 持 分	1, 364
				純資産の部合計	78, 196
	産の部	合 計	2, 202, 085	負債及び純資産の部合計	2, 202, 085
			, .=,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

中間連結損益計算書

平成28年4月1日から

平成28年9月30日まで

			科		1		金	額
経		•	常	収		益		18, 610
	資	金	運	用	収	益	12, 756	
	(うち	· 貸	出金	利息	,)	(7, 785)	
	(うちす	育価 証	券利息	.配当	金)	(4, 937)	
	役	務	取	引 等	収	益	3, 502	
	そ	\mathcal{O}	他	業務	収	益	2, 225	
	そ	\mathcal{O}	他	経 常	収	益	125	
経		•	常	費		用		16, 825
	資	金	調	達	費	用	4, 345	
	(う	ち預	金	利 息)	(2, 518)	
	役	務	取	引 等	費	用	2, 544	
	そ	\mathcal{O}	他	業務	費	用	78	
	営		業	経		費	9, 712	
	そ	\mathcal{O}	他	経 常	費	用	143	
経		•	常	利		益		1, 784
特			別	損		失		63
税	金	等調	整	前中間	純和	引 益		1, 721
法	人	税、	住 民	税及	び事業	業 税	412	
法		人	税	等 調	整	額	129	
法		人	税	等	合	計		542
中		間	ส์	純	利	益		1, 178
非	支	配 株 主	に帰り	属する中	口間 純	利 益		33
親	会	社 株 主	に帰り	属する中	口間 純	利 益		1, 144

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社 2社

会社名 ソニーペイメントサービス株式会社

SmartLink Network Hong Kong Limited

非連結の子会社 該当事項はありません。

2. 連結される子会社の中間決算日等に関する事項

連結される子会社の中間決算目は次のとおりであります。

9月末日 2社

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行なっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法(当社及び連結される子会社の建物は、建物附属設備のみであります。)を採用し、 年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物8年~18年その他2年~20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに 連結される子会社で定める利用可能期間 (5年) に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした 定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

4. 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸

念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

5. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

6. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、 当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

8. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10~16年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

9. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社の 外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

10. 重要なヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

11. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費 税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

会計方針の変更

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日。以下、「回収可能性適用指針」という。)を当中間連結会計期間から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前事業年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加算しております。

この結果、当中間連結会計期間の期首において、繰延税金資産が48百万円、利益剰余金が48百万円増加しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

- 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 203 百万円、延滞債権額は 1,532 百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みが ないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」とい う。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。また延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先 債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は1,321百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 4. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,056百万円であります。なお、上記1. から3. に 掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、8,522百万円であります。
- 6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 44,108 百万円

担保資産に対応する債務

借用金 40,000 百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券33,341百万円を差し入れております。 また、その他資産には、金融商品等差入担保金は7,730百万円、保証金は629百万円が含まれております。

- 7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、23,606 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが21,803 百万円あります。
- 8. 有形固定資産の減価償却累計額 2,349百万円
- 9. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。
- 10. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準)は9.53%であります。

(中間連結損益計算書関係)

- 1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額80百万円を含んでおります。
- 2. 中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額 1,715 百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	83, 073	83, 073	-
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	8, 231	8, 404	173
その他有価証券	580, 742	580, 742	-
(3)貸出金	1, 460, 692		
貸倒引当金(*1)	△1,090	_	-
	1, 459, 602	1, 618, 247	158, 645
資産計	2, 131, 648	2, 290, 467	158, 818
(1)預金	1, 986, 610	1, 989, 974	3, 364
負債計	1, 986, 610	1, 989, 974	3, 364
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3, 937	3, 937	_
ヘッジ会計が適用されているもの	(26, 014)	(26, 014)	_
デリバティブ取引計	(22, 076)	(22, 076)	_

- (*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

債券及び投資信託は、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、貸出金の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、LIBORベースのイールドカーブにリスクプレミアムとして一般貸倒引当金の引当率を加えた利率を使用しております。

負 債

(1) 預金

預金は、預金種別ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、LIBOR ベースのイールドカーブにリスクプレミアムとして当社の格付け別累積デフォルト率を加えた利率を使用しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)であり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(有価証券関係)

※中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券 (平成28年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借	国債	7, 985	8, 152	166
対照表計上額を超え	社債	245	252	6
るもの	小計	8, 231	8, 404	173
時価が中間連結貸借	国債	_	1	_
対照表計上額を超え	社債	_	1	_
ないもの	小計	_	1	_
合	計	8, 231	8, 404	173

2. その他有価証券 (平成28年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
		(百万円)		
中間連結貸借対照表	債券	169, 475	158, 733	10, 742
計上額が取得原価を	国債	73, 585	66, 084	7, 500
超えるもの	地方債	36, 730	35, 339	1, 390
	社債	59, 160	57, 308	1, 851
	その他	311, 684	304, 420	7, 263
	外国債券	307, 008	301, 414	5, 594
	その他の証券	4, 675	3, 006	1, 669
	小計	481, 160	463, 154	18, 006
中間連結貸借対照表	債券	4, 004	4, 015	△11
計上額が取得原価を	国債	-	-	-
超えないもの	地方債	-	-	-
	社債	4,004	4, 015	△11
	その他	96, 299	96, 568	△269
	外国債券	96, 299	96, 568	△269
	その他の証券	_	_	_
	小計	100, 303	100, 584	△281
合	計	581, 463	563, 739	17, 724

(金銭の信託関係)

1. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成28年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取 得原価を超える もの(百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取 得原価を超えない もの(百万円)
その他の金銭の信託	23, 000	23,000	-	-	_

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1株当たり情報)

- 1. 1株当たりの純資産額 123,923円 13銭
- 2. 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 1,846円 71銭

東京都千代田区神田錦町三丁目26番地 ソニー銀行株式会社 代表取締役社長 伊藤 裕

中間貸借対照表(平成28年9月30日現在)

科		目	金額	科	金額
(賞	産産の	部)		(負債の部)	
現金	至 預 /	ナ 金	80, 697	預 金	1, 989, 611
買入	金 銭	債 権	720	借用金	60, 000
金		言 託	23, 000	外 国 為 替	140
有	価 証	券	591, 024	その他負債	61, 884
貸	出	金	1, 460, 692	未 払 法 人 税 等	540
外	国 為	替	5, 458	資産除去債務	140
そ の	他 資	資 産	24, 611	その他の負債	61, 203
そ	かん 他の	資 産	24, 611	賞 与 引 当 金	350
有 形	固 定	資 産	596	退職給付引当金	771
無形	固 定	資 産	3, 089	役員退職慰労引当金	23
繰 延	税 金	資 産	1, 208	睡眠預金払戻損失引当金	59
貸	」 引 ≧	金 金	△1, 091	負債の部合計	2, 112, 841
				(純資産の部)	
				資 本 金	31, 000
				資 本 剰 余 金	21, 000
				資 本 準 備 金	21, 000
				利 益 剰 余 金	23, 837
				利 益 準 備 金	391
				その他利益剰余金	23, 445
				繰越利益剰余金	23, 445
				株 主 資 本 合 計	75, 837
				その他有価証券評価差額金	3, 825
				繰延ヘッジ損益	$\triangle 2,497$
				評価・換算差額等合計	1, 327
				純 資 産 の 部 合 計	77, 165
資 産	の部	合 計	2, 190, 007	負債及び純資産の部合計	2, 190, 007

中間損益計算書

平成28年4月1日から

平成28年9月30日まで

			科	目			金	額
経			常	収		益		16, 924
	資	金	運	用	収	益	12, 756	
	(うち	貸	出 金	利	息)	(7, 785)	
	(?	うち有	価 証	券利息	、配 当	金)	(4, 937)	
	役	務	取	引 等	収	益	1,816	
	そ	\mathcal{O}	他	業 務	収	益	2, 225	
	そ	\mathcal{O}	他	経 常	収	益	125	
経			常	費		用		15, 300
	資	金	調	達	費	用	4, 345	
	(う	ち預	金	利 息	,)	(2, 518)	
	役	務	取	引 等	費	用	2, 320	
	そ	\mathcal{O}	他	業 務	費	用	78	
	営		業	経		費	8, 412	
	そ	\mathcal{O}	他	経 常	費	用	142	
経			常	利		益		1, 623
税		引前	中	間が	吨 利	益		1, 623
法	人	税、	住 民	税及	び事	業税	368	
法		人	税	等 調	整	額	135	
法		人	税	等	合	計		503
中		間	į	純	利	益		1, 120

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については 移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原 価は移動平均法により算定)により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直 入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法(当社の建物は、建物附属設備のみであります。)を採用し、年間減価償却費見積額 を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物8年~18年その他2年~20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数と した定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

- 4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に 帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額 法により按分した金額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額の うち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求 に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 平成 14 年 2 月 13 日。以下、「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費 税等は当中間期の費用に計上しております。

会計方針の変更

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日。以下、「回収可能性適用指針」という。)を当中間期から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間期の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前事業年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当中間期の期首の繰越利益剰余金に加算しております。

この結果、当中間期の期首において、繰延税金資産が48百万円、繰越利益剰余金が48百万円増加しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式総額 2,050 百万円
- 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 203 百万円、延滞債権額は 1,532 百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みが ないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」とい う。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第

4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は1,321百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、 元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ 月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 5. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,056百万円であります。なお、上記2. から4. に 掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 6. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、8,522百万円であります。
- 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 44,108 百万円

担保資産に対応する債務

借用金 40,000 百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券33,341百万円を差し入れております。 また、その他資産には、金融商品等差入担保金7,730百万円、保証金553百万円が含まれております。

- 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,606 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが22,803 百万円あります。
- 9. 有形固定資産の減価償却累計額 1,923 百万円
- 10. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。
- 11. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は9.57%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額80百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

※中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券 (平成28年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照	国債	7, 985	8, 152	166
表計上額を超えるも	社債	245	252	6
\mathcal{O}	小計	8, 231	8, 404	173
時価が中間貸借対照	国債	-	ı	1
表計上額を超えない	社債	1	ı	1
もの	小計	-	ı	ı
合	計	8, 231	8, 404	173

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成28年9月30日現在)

	中間貸借対照表
	計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	2,050

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、 時価等の記載を省略しております。

3. その他有価証券 (平成28年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上	債券	169, 475	158, 733	10, 742
額が取得原価を超え	国債	73, 585	66, 084	7, 500
るもの	地方債	36, 730	35, 339	1, 390
	社債	59, 160	57, 308	1, 851
	その他	311, 684	304, 420	7, 263
	外国債券	307, 008	301, 414	5, 594
	その他の証券	4, 675	3, 006	1, 669
	小計	481, 160	463, 154	18, 006
中間貸借対照表計上	債券	4, 004	4, 015	△11
額が取得原価を超え	国債	-	_	1
ないもの	地方債	-	_	1
	社債	4, 004	4, 015	△11
	その他	96, 299	96, 568	△269
	外国債券	96, 299	96, 568	△269
	その他の証券	_	_	-
	小計	100, 303	100, 584	△281
合	計	581, 463	563, 739	17, 724

(金銭の信託関係)

1. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成28年9月30日現在)

	中間貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	23,000	23,000	-	_	_

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

有価証券評価損	664	百万円
貸倒引当金	290	
退職給付引当金	236	
賞与引当金	108	
繰延ヘッジ損失	1, 102	
その他	443	
繰延税金資産小計	2, 844	
評価性引当額	$\triangle 664$	
繰延税金資産合計	2, 180	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	951	
その他	20	
繰延税金負債合計	972	
繰延税金資産の純額	1, 208	百万円

(1株当たり情報)

- 1. 1株当たりの純資産額 124,460円 34 銭
- 2. 1株当たりの中間純利益金額 1,806 円 47 銭